

令和4年度保安管理業務講習の実施について（お知らせ）

平成15年経済産業省告示249号第1条第1項第4号に規定する自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習（以下「保安管理業務講習」という）を以下のとおり開催します。

1. 開催日時

実施回	日程		講習形式	受講定員
令和4年度 第1回	座学	令和4年6月6日～令和4年6月24日	オンライン講習 (実習のみ対面)	20人
	実習	令和4年7月7日		
令和4年度 第2回	座学 実習	令和4年8月15日～令和4年8月19日 の5日間	対面講習	20人
令和4年度 第3回	座学	令和4年10月3日～令和4年10月21日	オンライン講習 (実習のみ対面)	20人
	実習	令和4年11月10日		
令和4年度 第4回	座学 実習	令和4年12月12日～令和4年12月16日 の5日間	対面講習	20人
令和4年度 第5回	座学	令和5年2月6日～令和5年2月24日	オンライン講習 (実習のみ対面)	20人
	実習	令和5年3月9日		

2. 開催場所

大阪市西区新町1-28-3（四ツ橋グランスクエア）
一般財団法人関西電気保安協会 人財開発センター

3. 講習内容

講習科目	範囲	講習時間
1. 電気基礎	1. 交流回路、磁気回路 2. 短絡容量、保護協調、電圧降下 3. 変電機器、電力応用機器	4時間
2. 関係法令	1. 電気事業法、電気事業法施行令、電気事業法施行規則 2. 技術基準 3. 保安規程 4. 外部委託承認制度 5. 委託契約、外部委託承認申請手続 6. 電気関係報告規則 7. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物関係法令 8. 労働安全衛生法	3時間
3. 各種設備の概要	1. 受変電設備 2. 配電設備 3. 発電設備（非常用予備発電装置を含む。以下この表において同じ。） 4. 蓄電池設備	2時間
4. 月次点検の方法 (実習を含む。)	1. 設置者への問診 2. 引込設備の外観点検 3. 受変電設備の外観点検、測定 4. 電線路の外観点検 5. 負荷設備の外観点検 6. 発電設備の外観点検、測定、試験 7. 蓄電池設備の外観点検 8. 設置者への報告	4時間 (内実習1時間)
5. 年次点検の方法 (実習を含む。)	1. 引込設備の外観点検、測定、試験 2. 受変電設備の外観点検、測定、試験 3. 電線路の外観点検、測定、試験 4. 負荷設備の外観点検、測定 5. 発電設備の外観点検、測定、試験 6. 蓄電池設備の外観点検、測定、試験 7. 設置者への報告	7時間 (内実習3時間)
6. 工事期間中の点 検の方法（実習を含 む。）	1. 工事期間中の点検（竣工検査を含む。）の要点 2. 単線結線図の読解 3. 設計図面と設備等の照合 4. 受電作業の手順 5. 設置者への報告	3時間 (内実習1時間)
7. 点検用機械器具 の取扱方法（実習を 含む。）	1. 絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器、接地抵抗計、騒音計、 振動計、回転計、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置の取扱い 2. トレーサビリティ	2時間 (内実習1時間)
8. 事故心動	1. 波及事故、内部停電の復旧作業 2. 事故報告	2時間
9. 作業安全、コンプ ライアンス、新技術	1. 作業安全（絶縁用保護具等の使用方法） 2. コンプライアンス（法令遵守、技術者倫理） 3. 新技術	2時間
合計		29時間 (内実習6時間)

(補足説明)

- ・上表の講習内容は、「主任技術者業務の解釈及び運用（内規）」の4.（2）に定める講習内容となっています。
- ・第2種電気主任技術者免状を所有の方は、電気基礎の受講が免除となります。

4. 受講料（講習テキストを含む）

- (1) 第三種電気主任技術者免状をお持ちの方 121,000 円（税込み）
 - (2) 第二種電気主任技術者免状をお持ちの方 107,800 円（税込み）
- オンライン講習、対面講習共に受講料は同じです。

5. 受付開始日

令和4年4月6日（水）午後 受付開始予定

- ・各実施回共に講習の2か月前を受付開始日に予定しています。
- ・お申込み受付に関しましては、当協会ホームページの有料講習会メニューから入力をお願いします。（申込み入力欄については、現在準備中です。）
- ・お申込みの状況によっては、実務経歴の長い方を優先させていただき、実施回の繰り下げまたは次年度以降での受講をお願いする場合があります。

6. オンライン講習の開始について

令和4年度の講習から、対面による講習に加え、オンラインによる講習を開始します。

オンライン講習の概要は以下のとおりです。

- (1) オンライン講習は、講習用に作成した動画を講習時間数視聴していただく方法（eラーニング）によるもので、開催日時に記載した座学日程期間中はいつでも視聴（受講）可能です。
- (2) オンライン講習では、所定の座学講習全てを受講した後でないとお話を受講することができません。
- (3) 動画視聴用のパソコン・スマートフォン・タブレット端末は、受講者ご自身に準備していただくとともに、視聴にかかる通信料は受講者負担となります。ただし、パソコンで視聴する場合は、Microsoft Edge, FireFox, Google Chrome のみでの対応となります。
- (4) オンライン講習にお申込みいただいた方には、受講用の ID およびパスワードならびにテキストを送付させていただきます。
- (5) 各端末からの受講方法等については、受講開始までに受講者にお知らせします。
- (6) オンライン講習では、なりすまし受講防止の観点から、顔認証システムによる本人確認を行います。受講される端末にはカメラ機能が必要です。
- (7) 顔認証用の顔写真はeラーニング内で撮影します。撮影された顔認証用顔写真が受講者本人であることを確認させていただくために、写真付の公的書類（運転免許証、電気工事士免状等）の写しを講習開始までに提出していただきます。
なお、提出いただく公的書類の写しの当協会への送付方法については、テキスト送付時にご案内させていただきます。
- (8) 提出いただいた公的書類の写しは、受講される保安全管理業務講習における本人確認以外には使用いたしません。なお、講習終了後も返却いたしません。

7. 開催に伴う新型コロナウイルス感染防止対策について

- (1) 受講者の方には、自宅および会場入り口での検温をお願いすることとします。
講師も出勤前に自宅での検温を実施しています。
- (2) 講習会場においては、講師・事務局・受講者全員がマスク着用とさせていただきます。
また、実習は講師が合わせてフェイスシールドを着用するとともに、講師・受講者共に作業手袋着用とさせていただきます。
- (3) その他、体調不良や感染者との接触状況によって受講をお控え・お断り・日程変更等お願いする場合があります。
- (4) 詳しくは、受講前にメール等でお知らせさせていただきます。

8. 本件の問い合わせ先

一般財団法人関西電気保安協会 人材開発センター
TEL : 06-6539-1360（平日 8:50~17:30）
担当：出野（いでの）、満寫（まじま）

以上

(参考) 保安全管理業務講習の概要

電気事業法では、事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから主任技術者を選任することが定められていますが、委託契約（外部委託）が締結されている場合は電気主任技術者を選任しないことができ、その場合の電気主任技術者の役割は委託契約先の保安業務従事者が行います。委託契約先の保安業務従事者の要件として、電気主任技術者の免状交付後、電気主任技術者の免状の種類に応じて3~5年の事業用電気工作物の工事・維持及び運用に関する実務経験が必要ですが、所定の講習を受講することで、実務経験の期間を主任技術者免状の種類によらず3年に短縮できます。

本講習は、上記の講習に該当するものであり、当協会で実施する保安全管理業務講習を受講された方には、当協会から「修了証」を発行します。

【関係法令】

電気事業法第43条、電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2、
平成15年経済産業省告示第249号第1条